

住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書 発行サービス

◆ 申請必要図書一覧 (一戸建ての住宅〈木造住宅〉編)

<申請必要図書について>

住宅の税制特例にかかわる

耐震基準適合証明書発行サービスにおける申請必要図書等については、

耐震診断書を活用してご依頼いただく場合と、

ハウスプラスでの耐震診断をご希望の場合で異なりますので、

いずれかをご確認ください。

また、申請料金も異なりますので、ご注意ください。

必読

ご申請前の注意点

1 ページ

A

耐震診断結果を活用してご依頼いただく場合

2 ページ

B

ハウスプラスが耐震診断を行う場合

3 ページ



ご申請前の注意点

必読

ご依頼いただく方法による、以下いずれかの注意点を必ずご確認ください。

A 耐震診断結果を活用してご依頼いただく場合の注意点

耐震診断結果を活用いただく場合は、現時点では、『木造住宅の耐震診断と補強方法』（（財）日本建築防災協会）における「一般診断法」に基づき診断されたものに限らせていただきます。申請必要図書一覧における2～6による書類審査と現場検査を行います。現場検査では目視等で確認できる範囲で行い、検査機器等を用いての検査は実施しません。

現場検査で目視等により設計図書に記載の仕様が確認できない場合については、設計図書と現場との整合性を確認できないため、適合の可否の判断を行うことができません。

この場合、住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書発行業務規程第10条4項に基づく通知書（確認できない旨の通知書）を発行させていただきますので、ご了承ください。

◆以下の状況が目視できない場合は、耐震診断結果の整合が確認できず、結果として、証明書を発行することができないことが想定されます。ご了承の上、お申込み下さい。

耐震診断上見込まれている

- 耐力壁（筋かい・合板等）の設置状況が全て確認できる
- 全ての金物の設置状況が全て確認できる

B ハウスプラスが耐震診断を行う場合の注意点

ハウスプラスが耐震診断を行う場合、『木造住宅の耐震診断と補強方法』（（財）日本建築防災協会）における「一般診断法」に基づき、耐震診断を行います。耐震診断では、目視等で確認できる範囲で現場検査を行い、検査機器等を用いての検査は実施しません。

現場検査で耐震基準に関わる仕様（筋かい・合板・金物等の仕様）が、目視等により確認できない場合、当該仕様はないものとして耐震診断を行います。

この結果、耐震診断上、所要の耐震基準を満足していない場合、住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書発行業務規程第10条4項に基づく通知書（確認できない旨の通知書）を発行させていただきます。ご了承ください。

◆以下の状況が目視できない場合は、所要の耐震基準を満足しない事が想定されます。ご了承の上、お申込み下さい。

- 耐力壁（筋かい・合板等）の設置状況がほぼ全数確認できる
- 金物の設置状況がほぼ全数確認できる

※ 耐震基準審査において、『木造住宅の耐震診断と補強方法』（（財）日本建築防災協会）における「一般診断法」の非破壊検査機器などによる現場検査、「精密診断法」による耐震基準審査、申請図書の一部が準備できない場合については、別途お問い合わせください。（ただし、ご希望にそえない場合がございます。ご了承ください。）

※ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他の構造による審査については、現在準備中のサービスとなります。

耐震基準適合証明書発行サービス 申請必要図書一覧

住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書発行サービスにおいて、耐震診断書等を活用してご依頼いただく場合の申請必要図書は、以下のとおりです。

A 耐震診断結果を活用してご依頼いただく場合

◆ 耐震基準審査（※1）に必要な書類は以下の通りとなります。

●…提出必須
○…ある場合のみ提出

 申請者様等の捺印

	書類名	内容について	提出図書
1	耐震基準適合証明発行サービス申込書 	ハウスプラス指定のフォーマット	●
2	設計図書その他設計に関する書類	付近見取り図	●
3		各階平面図	●
4		立面図	●
5		仕様書など	耐震診断書等に関する耐震基準にかかわる仕様が記入されたもの（屋根・外壁・内壁・筋かい・合板・金物等の仕様）
6	耐震診断書又は耐震改修に関する書類	耐震基準に満足していることが確認できるもの ・耐震診断書及び関連書類	●
7	家屋の登記事項証明書	家屋番号および所在地の確認に必要となります （耐震基準適合証発行には家屋番号が必要となります）	●
8	建築確認済証	建築確認済証にかかわるものとして以下のものでも構いません ・検査済証 ・建築計画概要書 ・建築確認記載事項証明 ・確認台帳記載事項証明 など	○

（※1）

ここでいう耐震基準審査とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項第1号の規定に基づく平成18年国土交通省告示第185号で定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準をいい、『木造住宅の耐震診断と補強方法』（（財）日本建築防災協会）における「一般診断法」によるものとさせていただきます。



副本についてはコピーでも構いません

図書はファイルに綴じ、正本と副本の2冊をご提出ください。
また、ファイルの表紙と背表紙には、
「住宅の名称」と「正本・副本の別」をご記入ください。

《申請図書送付先》

〒108-0014 東京都港区芝5-33-7 徳栄ビル本館4階

ハウスプラス住宅保証株式会社 技術管理部

「住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書 発行サービス」宛て

TEL:03-5962-3800 FAX:03-5427-3190

耐震基準適合証明書発行サービス 申請必要図書一覧

住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書発行サービスにおいて、ハウスプラスが耐震診断を行うことで、ご依頼頂く場合の申請必要図書は、以下のとおりです。

B ハウスプラスが耐震診断を行う場合

◆ 耐震基準審査（※1）に必要な書類は以下の通りとなります。

●・・・提出必須
○・・・ある場合のみ提出

 申請者様等の捺印

	書類名	内容について	提出図書
1	耐震基準適合証明発行サービス申込書 	ハウスプラス指定のフォーマット	●
2	設計図書その他設計に関する書類	付近見取り図	●
3		各階平面図	●
4		立面図	●
5		仕様書など	耐震基準にかかわる仕様が記入されたもの (屋根・外壁・内壁・筋かい・合板・金物等の仕様)
6	耐震診断書又は耐震改修に関する書類	耐震基準に満足していることが確認できるもの ・耐震診断書及び関連書類	—
7	家屋の登記事項証明書	家屋番号および所在地の確認に必要となります (耐震基準適合証発行には家屋番号が必要となります)	●
8	建築確認済証	建築確認済証にかわるものとして以下のものでも構いません ・検査済証 ・建築計画概要書 ・建築確認記載事項証明 ・確認台帳記載事項証明 など	○

(※1)

ここでいう耐震基準審査とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項第1号の規定に基づく平成18年国土交通省告示第185号で定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準をいい、『木造住宅の耐震診断と補強方法』（（財）日本建築防災協会）における「一般診断法」によるものとさせていただきます。

(※2)

耐震基準にかかわる仕様が記入された仕様書などが無い場合は、それらのものがないものとして耐震診断を行うこととなりますので、ご注意ください。ただし、現場検査で確認ができた明らかな仕様の部分については、耐震診断に含めることとします。



図書はファイルに綴じ、正本と副本の2冊をご提出ください。
また、ファイルの表紙と背表紙には、
「住宅の名称」と「正本・副本の別」をご記入ください。

《申請図書送付先》

〒108-0014 東京都港区芝5-33-7 徳栄ビル本館4階

ハウスプラス住宅保証株式会社 技術管理部

「住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書 発行サービス」宛て

TEL:03-5962-3800 FAX:03-5427-3190